

新潟市と新潟大学との連携に関する協定書

新潟市（以下「甲」という。）と国立大学法人新潟大学（以下「乙」という。）は、次のとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙とが包括的な連携のもと、相互に協力し、地域社会の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携・協力内容）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる分野について、連携・協力するものとする。

- (1) 自然及び環境に関すること。
- (2) 教育及び文化に関すること。
- (3) 産業及び科学技術に関すること。
- (4) まちづくりに関すること。
- (5) 医療、保健及び福祉に関すること。
- (6) 国際交流に関すること。
- (7) 人材育成に関すること。
- (8) その他前条の目的を達成するため必要な分野に関すること。

（連携協議会）

第3条 前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、甲と乙とで構成する連携協議会を設置するものとする。

2 連携協議会に関し必要な事項は別に定める。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から5年間とする。ただし、本協定による有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から何らかの申し出がないときは、さらに5年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第5条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について定める必要があるときは、甲、乙が協議して定めるものとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ署名の上、各々1通を保有するものとする。

平成17年6月3日

甲 新潟市学校町通1番町602番地1

乙 新潟市五十嵐二の町8050番地
国立大学法人 新潟大学

新潟市長

学長

藤田 昭

長谷川 彰